

改正案	現行
<p>(営業時間)                      第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>一 変更後の営業時間</p> <p>二 前号の営業時間の実施期間（実施期間を設定する場合に限る。）</p> <p>三 当該営業所の最寄りの営業所の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>5 (略)</p>	<p>(営業時間)                      第六十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商工組合中央金庫は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合</p> <p>4 商工組合中央金庫は、前項の規定による営業時間の変更をするときは、その旨を当該営業所の店頭に掲示しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>